

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 茨城県水戸市笠原町〇〇〇

氏 名 県庁薬局株式会社
代表取締役 茨城 太郎

茨城県 保健所長 殿

廃棄しようとする 覚醒剤原料の 品目及び数量	メチルエフェドリン塩酸塩末 30g
廃棄の日時	
廃棄の場所	県庁薬局 つくば店（茨城県つくば市天久保〇〇〇）
廃棄の事由	不要のため
参考事項	

（担当者：茨城 （所属：総務課 ） 連絡先：029-〇〇〇 - 1111 ）

備考

- 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

(保健所使用欄)

執 行 者	
立 会 者	